

## 調布市障害者総合計画(案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

### 【パブリック・コメント手続の実施概要】

#### 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和2年12月21日(月)～令和3年1月22日(金)
- (2) 周知方法 市報(令和2年12月20日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所2階障害福祉課, 公文書資料室, 神代出張所, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 子ども発達センター, 障害者相談支援事業所(ドルチェ, ちょうふだぞう, 希望ヶ丘), こころの健康支援センター, 希望の家, 知的障害者援護施設なごみ
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, F A X, Eメールで市役所障害福祉課まで提出

#### 2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 30件(8人)

##### <提出意見の内訳>

全般に対する意見	7件
第1章「計画策定の趣旨」に対する意見	0件
第2章「計画の理念・基本的考え方」に対する意見	3件
第3章「障害福祉サービス等の見込み量」に対する意見	10件
第4章「地域生活支援事業の見込み量」に対する意見	9件
第5章「成果目標」に対する意見	1件
第6章「計画の推進」に対する意見	0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	<p>1. 障害者総合計画全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービスの前提が、単身で生活する方となっており、単身生活への不安等により、やむを得ず家族同居を継続せざるを得ない家庭への支援がありません。特に精神障害者の場合、当事者が単身生活への不安が大きいケースや、青年期に発病することから当事者も家族も障害を受け入れるのに時間がかかるケースも多く、障害者自立支援法等の制度についての計画があっても、利用するための支援が不足しています。</li> </ul>	<p>相談支援や各種福祉サービスは必ずしも単身であることを前提とするものではありません。引き続き相談窓口や制度の周知を進めつつ、相談支援においても、本人だけでなく家族全体として捉え、支えていく視点から支援の展開を図ります。</p>
全般	2	<p>障害児から者へ、地域で支える医療体制の確保            第三次救急の小児科で出生から見てもらうのも18才までです。それ以降、急に一般的な病院へと変えなくてははいけません。障害者を診なれていない病院で入院は大丈夫なのか。本人の医療体制が変わることによって安心して生活がおくれなくなるのではという心配があります。医療的ケア児です。特に感じます。            （肺炎となること多く、ICUに入ることもたびたびです。現小児病院ICUは18才までしか受け入れられない。その時には救急車でどこの病院に行くかわかりません。でも一般的な第三次救急のある病院に、平時で関わるのが難しい。）</p>	<p>医療的ケアが必要な方の地域生活の支援にあたっては、福祉サービスだけでなく医療との両面からのコーディネートが必要と認識しています。医療的ケアコーディネーターの配置を進めつつ、地域の医療資源とも連携した支援体制の構築を図ります。</p>
全般	3	<p>障害者総合福祉計画に記載されている内容ではありませんが、今、障害者総合福祉センターの移転計画の話が上がっています。正式決定ではありませんが、今後、障害者総合福祉計画の見直しにあたって、障害者総合福祉センターの移転問題について、何らかの形で文言として明記して下さればと思います。理由は、今のセンターが障害者にとって調布駅と近く利用しやすいところになっていますが、今後、移転場所によっては、障害者福祉計画に関する諸施策の実施にも影響するのではと一抹の不安を抱いているためです。            今回の障害者総合福祉計画は今までの実績報告と今後の数値目標の見直しメインになっているようですが、障害者総合福祉センターの移転計画といった背景も念頭に計画を策定し、関係施策を展開して頂ければと思います。</p>	<p>本計画に位置付けている主に総合福祉センターで実施する事業（総合福祉センター放課後等デイサービスびっころ、障害者地域活動支援センタードルチェ）について、移転・更新に伴う対応について追記するとともに、「第6章 計画の推進」に「2 総合福祉センターの移転・更新」の項目を追加しました。</p>
全般	4	<p>3. 総合福祉センターの移転計画について            総合福祉センターの老朽化に伴い、建て替える必要があり、移転する計画があると聞いています。            正式決定していないことは総合計画に書けないのかもしれませんが、全く書かれていないとなると、事業が進まないことにはなりませんか。            設計等を考えても、最低でも3年はかかるのではないのでしょうか。            今回の計画に書かれていないと、令和5年までは何も進まないのではないのでしょうか。            建物の老朽化で、耐震性に問題があるなら、なるべく早く対策をしないといけません。            本来は移転して欲しくはありません。            駅前にある福祉のシンボルを無くすのは、明らかに共生社会の後退です。            また、総合福祉センターには災害時の福祉避難場所としての機能もあるのではないのでしょうか。            だとすると、移転先は避難場所として適切などころでなければなりません。            どうしても移転せざるを得ないのであれば、総合福祉センターの機能をできる限り調布駅前に残し（例えば社協の相談窓口など）、さらに調布駅近くから移転先まで送迎バスを出す。            今までは調布駅から近く、徒歩で移動できるから通えている人が多いはずですが。            さらに、移転先の地域住民の説明は、調布市として責任を持ってやっていただきたいです。            ちょうふだそうは居住施設でもないのに、周辺住民から反対されたと聞いています。</p>	<p>総合福祉センターは、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善への対応のほか、調布駅前広場の整備と連動して、地区計画による敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していくことが必要となっています。そのため、センター機能を現敷地で維持していくことが困難であり、施設の移転・更新が必要となっています。これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への相談事業や機能回復訓練等を行っていることから、施設の建替えに当たっては、継続的な福祉サービスの提供が不可欠となります。            一方で、調布駅周辺では、建替え期間中に仮移転を行う仮施設を整備するための用地の確保が困難なこと、併せて、仮施設の整備は大幅なコスト増につながることに留意する必要があります。            こうした総合福祉センターの更新に関する課題を踏まえた中で、市は、総合福祉センター機能の移転・更新を今後の方向として検討を進めています。            市は、災害時における発災前から発災後までの段階ごとの課題分析を行うとともに、日常的に使用している施設機能等を災害時においても活用できるよう、総合福祉センターの機能の確保等を検討しています。            例えば、浸水対策として、主要な機能を2階以上に配置することや電源設備等を上層階に設置することを検討しております。また、大規模な浸水等により、新たな総合福祉センターを二次避難所（福祉避難所）等として活用が困難な状況が発生した場合は、他の二次避難所（福祉避難所）等を有効活用して、適切に要支援者の避難を支援して参ります。            こうした取組により、引き続き、風水害、震災等の様々な災害を想定した新たな総合福祉センターの役割と在り方、福祉避難所の確保等の対応策を検討して参ります。            市は、総合福祉センター機能の移転先候補について、交通アクセス等、利用者の利便性の確保や、安定的かつ継続的に福祉サービスを提供することを前提として、京王多摩川駅周辺地区における駅前複合拠点地区を最有力候補として考えています。            新たな総合福祉センターは、その基本的な理念として「地域共生社会を実現するための総合的な福祉の拠点」を掲げ、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの対応をはじめとして、駅から至近距離にある場所へ移転することなど、利用者、来館者の利便性に配慮した施設機能等の検討を進めています。            （次ページへ続く）</p>

項目	No	御意見の概要	市の考え方
			<p>調布駅周辺から京王多摩川駅周辺に移転することで、公共交通や行政サービスの在り方など、利便性の確保については、幅広い視点から検討すべき課題であると認識しております。引き続き、利用者や関係団体等の皆様からいただいたご意見を踏まえて、利便性の確保について検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>市として、「共生社会の実現」に向けた取組は重要であるとの認識は、今後も変わるものではありません。引き続き、利用者や関係団体、地域住民の方に御理解いただきながら、機能移転後のセンターが、地域に開かれた親しみやすい総合的な福祉の拠点となるよう取り組んで参ります。</p> <p>また、併せて、交流・居場所機能等の調布駅周辺における福祉機能についても、「共生社会の実現」の視点等を踏まえつつ、今後検討して参ります。</p>
全般	5	<p>その他・福祉センターの移転について、利便性の高い駅前からの移転には反対。福祉の充実も市の魅力であるのだから、象徴的施設は堂々と駅前にあるのが効率的。</p>	<p>総合福祉センターは、施設及び設備の経年劣化やセンター機能の改善への対応のほか、調布駅前広場の整備と連動して、地区計画による敷地南側の区画道路の拡幅整備や壁面後退に対応していくことが必要となっています。そのため、センター機能を現敷地で維持していくことが困難であり、施設の移転・更新が必要となっています。これらの課題に加えて、総合福祉センターでは、高齢者や障害者等への相談事業や機能回復訓練等を行っていることから、施設の建替えに当たっては、継続的な福祉サービスの提供が不可欠となります。</p> <p>一方で、調布駅周辺では、建替え期間中に仮移転を行う仮施設を整備するための用地の確保が困難なこと、併せて、仮施設の整備は大幅なコスト増につながることに留意する必要があります。</p> <p>こうした総合福祉センターの更新に関する課題を踏まえた中で、市は、総合福祉センター機能の移転・更新を今後の方向として検討を進めています。</p> <p>市は、総合福祉センター機能の移転先候補について、交通アクセス等、利用者の利便性の確保や、安定的かつ継続的に福祉サービスを提供することを前提として、京王多摩川駅周辺地区における駅前複合拠点地区を最有力候補として考えています。</p> <p>新たな総合福祉センターは、その基本的な理念として「地域共生社会を実現するための総合的な福祉の拠点」を掲げ、ユニバーサルデザイン、バリアフリーへの対応をはじめとして、駅から至近距離にある場所へ移転することなど、利用者、来館者の利便性に配慮した施設機能等の検討を進めています。</p> <p>調布駅周辺から京王多摩川駅周辺に移転することで、公共交通や行政サービスの在り方など、利便性の確保については、幅広い視点から検討すべき課題であると認識しております。引き続き、利用者や関係団体等の皆様からいただいたご意見を踏まえて、利便性の確保について検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>市として、「共生社会の実現」に向けた取組は重要であるとの認識は、今後も変わるものではありません。引き続き、利用者や関係団体、地域住民の方に御理解いただきながら、機能移転後のセンターが、地域に開かれた親しみやすい総合的な福祉の拠点となるよう取り組んで参ります。</p> <p>また、併せて、交流・居場所機能等の調布駅周辺における福祉機能についても、「共生社会の実現」の視点等を踏まえつつ、今後検討して参ります。</p>
全般	6	<p>2. 「きょうだい」児・者への支援を明記してほしい。家族は親だけではありません。障害児の兄弟姉妹は「きょうだい児」と言われ、やっと支援が始まったところですが、きょうだいの負担は生涯に渡ります。決して乳幼児期・学齢期に限定されません。認知症の祖父母や障害のある家族の介護を10代～20代でしている「ヤングケアラー」の存在が、ようやく明らかになったところです。人生の土台を作る時期に介護をしているため、進学や就職を諦めるケースがあります。そうならないよう、支援が必要です。</p> <p>そういった若年層への支援の必要性と比べれば、中高年への支援は不要だろうと思われるかもしれませんが、50代の精神障害の息子を80代の親が丸抱えしていて、親が死亡した場合、兄弟に負担がかかります。親世代は「障害は恥」という概念から、兄弟にも詳細は隠していて、本人も自分に都合のいいことしか話さないため、どんな経緯をたどり、どんな支援を受けたのか、また受けてないのかを一から手探りで探さなければなりません。</p> <p>「こんな子を産んだのは自分、だから自分で責任を取らなければ」</p> <p>「他人に知られるのは恥」</p> <p>と考える親は、福祉に繋がることもしません。</p> <p>障害に関係なく生きていた兄弟は、どこに相談に行ったらいいのかすらわからず、途方にくれるのが現状です。</p> <p>私の場合、息子に障害があったため、福祉関係の知識がありました。が、そういうケースは多くありません。</p>	<p>御意見を踏まえ、障害者相談支援事業（第4章 地域生活支援事業の見込み量）において、きょうだい児・者、介護者（ケアラー）を含め、家庭・家族を支える視点について追記しました。引き続き相談窓口や制度の周知を進めつつ、相談支援においても、本人だけでなく家族全体として捉え、支えていく視点から支援の展開を図ります。</p>
全般	7	<p>建築学科の職業訓練を充実させ、障害者雇用の新たな改革を推進する。</p>	<p>障害者雇用の拡大にあたっては、本人の希望や適性を踏まえつつ、様々な分野において拡大を図ってまいります。</p>

第2章 計画の理念・基本的考え方

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第2章-5 施策体系 15ページ~16ページ	8	P16<施策体系>について、色々な施策が列記されていますが、その具体的な取組み内容も可能であれば、追記した方がより分かりやすくなると思います。 (例) 1. (5) 権利の擁護 → 障害者差別解消支援地域協議会での報告等	本計画は、主に「障害福祉サービス等の提供体制の確保」について定める計画であり、施策体系に定める各施策については、平成30年3月に策定した現行「調布市障害者総合計画」において令和5年度までの計画を既に策定しております。御意見を踏まえ、上記の旨をよりわかりやすくするため、施策体系の表にも併記することとしました。 次回の計画改訂においては、御意見の分野を含めた計画全体の改定を行う予定です。
第2章-5 施策体系 15ページ~16ページ	9	P16<施策体系>に記載されている様々な施策のうち、以下の施策について 3. 安心して住み続けられる地域の環境作り (5) 災害時の支援 (6) 当事者の参画 が、今回「調布市の障害者総合計画」(案)に反映されていないようです。 今回は、時間的に無理があるかもしれませんが、次回総合計画の改定の際は、上記2点についても分かるような形で記載して頂ければと思います。	
第2章-5 施策体系 15ページ~16ページ	10	P16<施策体系>に記載されている施策で、以下の施策については、 3. 安心して住み続けられる地域の環境づくり (2) バリアフリーのまちづくり 調布市の都市整備部(交通対策課)主催の「バリアフリー推進協議会」で今協議している「調布市バリアフリー基本構想」とも連携し取組みを反映させて頂くよう、お願いいたします。	計画の策定・推進にあたっては、市の他分野の関連計画とも連携を図ってまいります。

第3章 障害福祉サービス等の見込み量

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第3章-1 訪問系サービス 18ページ~22ページ	11	障害児・者の医療的ケア体制の拡充について 看護師不足の解消が要望にありますが、医師の指示書があれば介護福祉士も医療的ケア(喀痰吸引・経管栄養)ができるので、そのための何十回という介護福祉士の実地研修を促進させるため、調布市内の実地研修受け入れの施設と機関を障害福祉課が充実させ、医療的ケアを行う人手不足を解消できないか?	医療的ケアを実施できる介護職の養成については、調布市福祉人材育成センターにおいて「医療的ケア支援者養成研修(特定の者)」を実施しております。今後も実地研修の受け入れ拡大を含め研修内容の充実及び参加者の拡大を図り、地域における医療的ケア体制の充実を進めます。
第4章-2 日中活動系サービス 23ページ~29ページ	12	重点施策2・重度知的障害者は、民間施設では「拒絶」される傾向がある。特に、生活介護を謳いながら「B就労レベル」を求める傾向があり、門戸を閉ざしている。希望の家のような、公的機関を充実させ、重度知的障害者の「居場所」を早急に確保いただきたい。	民間事業所では対応が困難な重度知的障害者の通所先確保については、長期的視野から計画的に進めて行くことが必要と考えています。既存施設での状況を踏まえつつ、新たな重度知的障害者の通所先整備の検討を進めてまいります。
第4章-2 日中活動系サービス 23ページ~29ページ	13	1. どんな障害があっても、生涯にわたって在宅で孤立しないようにしてほしい。 そよかせ、希望の家等、現存の通所先が近い将来定員になることが予測されるなら、余裕を持ってそうなる前に通所先を増やし、定員増を確実にしてください。	
第4章-2 日中活動系サービス 23ページ~29ページ	14	「デイセンターまなびや」び第2まなびや分室等を作ってほしい 例年通所希望者全員が通うことが出来ていましたが、今年(R3.4~)は、1名のみ等と限定的な受け入れとなっています。何度も整備が伸びている「調布市基地跡地」の動向を待たず早く、第2まなびやを作ることを進めてほしいです。	「デイセンターまなびや」に続く重症心身障害者施設の整備は喫緊の課題であり、特別支援学校卒業生等に必要なサービス提供が途切れることのないよう、新たな通所先の確保について、「調布基地跡地福祉施設(仮称)」の整備動向も踏まえつつ、他の手法も取り入れて整備することも視野に入れながら整備規模、時期及び医療的ケア体制等の検討を進めます。
第4章-2 日中活動系サービス 23ページ~29ページ	15	重点課題3・重度、最重度の知的障害者が使用可能なグループホームの設置を希望。使用基準が厳しく、むしろ、こうした障害者とその家族にこそ必要な施設である。	市では、重度知的障害者向けのグループホーム「じょい」を運営しているほか、調布市社会福祉事業団が開設するグループホームに運営補助を行うことで、令和2年11月に市内2か所めの重度知的障害者向けグループホームが開設しました。今後も重度知的障害者も利用可能な支援体制を確保したグループホームの充実を図ってまいります。
第4章-3 居住系サービス 30ページ~34ページ	16	3. 自立生活援助の強化をお願いします。 ・実施事業所が1箇所と少ないのですが、計画に対して実績は大きく、必要性は大きいので、既存事業所の提供体制拡大、及び新規参入の促進をお願いします。 ・利用できる方は、単身生活者で、同居家族がいる場合は、障害、疾病等の家族となっています。高齢の親は介護認定がなければ難しいそうですが、介護認定が厳しくなっていることから、運用の見直し・強化をお願いします。	本パブリック・コメントの実施後に国から示された令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、自立生活援助の拡充が示されました。当該内容を踏まえつつ、サービスを必要とする方の状況に応じて適切な支給決定を行うとともに、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。
第4章-3 居住系サービス 30ページ~34ページ	17	施設に対する補助金について、より充実することを希望。2泊3日の利用は採算が合わないという事業者の意見を聞いたことがある。連泊は補助金が減るといふことらしいが、事業者の意欲を削がないためにも、こうした場合「1泊2日×2」のような補助金設定を願う。	短期入所の障害福祉サービスに係る報酬額については国の告示により定められており、市においてその内容を変えることはできませんが、市では東京都が定める基準により運営費の上乗せ支援を行っています。在宅障害者ショートステイ事業、緊急一時保護事業等の法外サービスを含め、様々な方策により短期入所のニーズへの対応を図ってまいります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
第4章-4 相談支援 35ページ~38ページ	18	2. 計画相談支援の強化をお願いします。 ・障害福祉サービスを受ける支援として計画相談支援サービスがありますが、相談員に相談できる方が対象で、ひきこもりがちな方、病識がなく相談の必要性がないとお考えの方等、家族が相談したくても相談につなげられない方への支援が不足しています。 ・【提供体制確保のための方策】でも、事業所の提供体制拡大、新規参入促進等の数の拡大、従来からの相談支援事業所、関係機関の連携強化は触れていますが、現状体制で相談につなげられない方を支援する体制の見直しについて、更なる検討をお願いします。 ・【提供体制確保のための方策】にて、介護保険サービス事業所、医療機関との連携取り組みについて触れていますが、これは利用者自身が高齢となり、介護保険制度の対象となった場合が対象であり、高齢親が障害者の生活を支える8050問題は対象になっていません。精神障害者だけでなく、ひきこもり支援にも、高齢親が生活を支える家庭への支援が必要ですので、更なる検討をお願いします。	サービスの利用調整を行う計画相談支援に加え、地域生活支援事業における「障害者相談支援事業」やこころの健康支援センターでの相談事業を含め、各種相談機関の連携、取組強化を図り、現状で相談窓口につなげられていない方を含め、今後もよりアクセスしやすい相談窓口の充実を図ります。ひきこもりの方への支援については、こころの健康支援センターを中心に、子ども・若者総合支援事業「ここあ」等の関係機関との連携を図りつつ支援を行ってまいります。「8050問題」については、「相談支援包括化推進会議」を中心として、関係機関との連携による分野を超えた対応強化に取り組めます。
第4章-4 相談支援 35ページ~38ページ	19	4. 地域定着支援の強化をお願いします。 ・利用できる方は、単身生活者で、同居家族がいる場合は、障害、疾病等の状態を鑑みて、必要に応じて検討されるとのことで、自立生活援助と同様の課題があります。計画数に対して実績が少ないのは、本来なら必要な方々が運用の問題で対象外となっている可能性がありますので、運用の見直し・強化をお願いします。	自立生活援助と同様にサービスの周知や事業者との協議により、サービス提供体制の拡充を図ってまいります。
第4章-5 児童通所サービス 39ページ~43ページ	20	調布市内の放課後等デイサービスの質の向上 12学年差（小・中・高）、障害種も色々、学校も色々、という現状を知ると、各放課後等デイサービスの特色に応じた運営管理が不十分と感ずることがある。その運営管理をより一層に障害福祉課が行い、肢体不自由を心得ている放デイ、知的障害・発達障害を心得ている放デイ、行動障害を心得ている放デイなど、障害福祉課が各放デイの特色をつかんで、ご家庭からの相談を受けたり、見学に同行したり、紹介するなどして、各放デイが実態を整えてより良いサービスの向上へ向かえるようにしてほしい。	放課後等デイサービスを含めた市内各通所施設の特色等については、毎年度「障害児・者通所施設一覧」を発行し、利用者・保護者への情報提供を行っています。その他個別の利用者・保護者からの相談場面においても、その方にあった通所先の案内に努めてまいります。事業所への指導検査や研修の実施、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有等の様々な手法を用いて、サービスの量的拡大だけでなく質の向上にも取り組んでまいります。

#### 第4章 地域生活支援事業の見込み量

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第4章-1 (1) 理解促進研修・啓発事業 45ページ	21	重点課題6・障害者理解について、傾向として「障害者が優遇されている」と曲解している市民が多い（障害者施設職員にもいます）と感じます。例えば、車両駐車標識車両について、「どこでも駐車できる権利」のように思っている人がいますが、健全であれば、公共交通機関でも通常の駐車場でも自由に使えるところ、当方はやむなく駐車（警察の指導を受け、限られた場所で）しているのであり、健全であることがどれほど羨望であるか理解されていないようです。優遇ではなく、「ハンディを中和している」ということをきちんと教育していただきたい。	合理的配慮等の「障害者差別解消法」の内容を含めた適切な障害理解の促進や共生社会の実現に向けて、市民全体への普及啓発を今後も図ってまいります。
第4章-1 (1) 理解促進研修・啓発事業 45ページ	22	重度～軽度当事者の交流の機会。軽度知的障害であっても環境に馴染めず、暴行、破壊行為等を繰り返してしまうなど、軽度は軽度の大変さがあり、また重度の方の大変さをいまいち理解できていない部分もあるので、それぞれの大変さを理解し合えるような話し合いの場、イベントの開催など	障害者地域自立支援協議会での検討状況も踏まえ、当事者の意見を取り入れつつ、当事者同士の交流、障害の有無に関わらない市民全体の交流など、必要な支援を受けながら様々な交流機会を確保できるよう取り組んでまいります。
第4章-1 (2) 自発的活動支援事業 46ページ	23	ほっとれ～るでのアルコール類の販売・提供。ほっとれ～るをBARのような場所にして、障害の有無に関わらず、交流できるイベントを開催する。	
第4章-1 (3) 相談支援事業 46ページ~48ページ	24	P46~48に記載されている「(3) 相談支援事業」のうち、「障害者相談支援事業」の計画や実績が箇所単位となっています。箇所の数値実績、計画数だけでなく、障害者相談支援の実施件数の実績、計画も可能であれば掲載すると良いかと思われます。これは、今後、相談支援の実施件数の実績を確認、把握することにより、相談内容の分析結果を踏まえての福祉関係施策への反映、および相談員の専門性の向上や質の充実を図っていくために必要ではと考えております。	計画に定める箇所数等の単位については、国が定める計画の基本方針に沿って定めています。計画には記載しておりませんが、相談支援事業の利用人数、相談件数等の実績については毎年度把握しており、「調布市事務報告書」にも記載して公開しております。
第4章-1 (6) 意思疎通支援事業 51ページ~52ページ	25	P51~52に記載されている「(6) 意思疎通支援事業」で、手話通訳者派遣の計画や実績が記載されています。本ページに、参考数値として、今調布市に登録されている手話通訳者の人数を掲載しても良いのではないのでしょうか？	No.24の御意見への回答と同様に、計画に定める項目については、国の基本方針に沿って定めています。市が補助を行っている調布市社会福祉協議会の手話通訳者派遣事業における登録手話通訳者数は現在41人（令和3年2月時点）となっています。
第4章-1 (7) 日常生活用具給付等事業 53ページ~54ページ	26	P53~54に記載されている「(7) 日常生活用具給付等事業」で、「情報・意思疎通支援用具」で第6期計画で数値計画が「45件」となっています。これは、第5期計画でR2年度の実績（延べ利用件数）が45件であったことを踏まえての反映と思われるのですが、情報・意思疎通支援用具関係は、今後、障害者が社会的自立を果たしていくために、活用が増えていくものと思われます。その意味では、数値計画「45件」でなく、もう少し多くしても良かったのではないのでしょうか。例えば、「50件」にする等。	日常生活用具は障害者の自立した生活に大きな役割を果たすものであり、本計画において見込み量を定めていますが、計画に定めた数値を超えても給付に制限を設けることはなく、新たなニーズや用具の開発等の状況に応じて活用の増加を図ってまいります。

項目	No	御意見の概要	市の考え方
第4章－1（8）手話奉仕員養成研修事業 55ページ	27	P55（8）に記載されている「（8）手話奉仕員養成研修事業」で、第6期計画における手話講習会の基礎コース（手話奉仕員）の修了者数（人）が50人と記載されています。 手話講習会の基礎コースは、現在調布市社会福祉協議会が主催しておりますが、クラスが昼、夜と分かれ、定員がそれぞれ25人、合わせて50人となっておりますので、その人数に基づいて反映したものと思われる。 しかしながら、手話講習会で実際に手話を指導している講師からは、基礎コースの定員はもっと少なくした方が手話指導もしやすく、手話講習会の内容も充実でき、また受講生の質量もあがる、という声が多く出されております。この実態を踏まえた上で、基礎コース（手話奉仕員）の修了者数は30人と設定しても良いのではと思われる。（基礎コースの昼、夜のクラスの定員を25名から15名に削減）	手話講習会の基礎コース（手話奉仕員）については、手話通訳者の養成とともに、より多くの市民に広く手話に触れてもらう機会の提供も目的としており、定員の削減は現在予定しておりません。
第4章－2（2）日中一時支援事業 60ページ～61ページ	28	放課後等デイにかわる、成人の通所後や休日の居場所がほしい 医療的ケアがある人は、日中一時を利用できる所がありません。学校卒業後は、サポートしてもらえない所が減ってしまうのです。通所以外は、在宅のみではなく、居場所が必要です。	医療的ケアが必要な成人の方の通所後や休日の居場所の整備が十分でないことは認識しております。デイセンターまなびやでの通所時間の延長及び日帰り介護事業の拡充は、現在の職員体制では安全の確保の面から難しい状態ですが、緊急一時保護事業、重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の活用等利用者の相談に応じながら、個別に対応を図ってまいります。
第4章－2（2）日中一時支援事業 60ページ～61ページ	29	14歳の知的障害を持つ子の母です。 学校、デイサービスに日頃より大変お世話になっています。 将来を見据え、 ●18歳以降、放課後デイに代わる、通所後や休日の居場所を作っていただきたいと切に願っています。 親がなんらかの形で協力したいとも思います。 多くの父兄が内に抱えている、切実な願いです、救いあげていただけますよう。	市では令和元年10月から日中一時支援を拡充し、通所施設がサービス提供時間を延長して支援を行った場合に、市から運営費を助成することとし、平日夕方の活動機会の拡充を図っています。今後も事業の活用を各事業所に働きかけつつ、支援体制の拡充に取り組んでまいります。

#### 第5章 成果目標

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
第5章－1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 63ページ～64ページ	30	重点課題7・「入所者を地域に返す」即ち、入所者や入所施設を減らすことを成果とするような目標設定には反対。本人やその家族にとって「必要である」から当該施設が必要なのであって、「家族の責任で」のような風潮を助長する成果目標には断固反対する。	施設入所者の地域移行にあたっては、家族の介護等に依拠するものではなく、グループホームを含めた様々な福祉サービスや支援により、地域生活を支えることを目指します。一方で、施設入所のニーズも継続して存在することも認識しており、引き続き必要な方には入所も含めた支援を行っていきます。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。